

(3) 令和7年度草津市保育所等入所(利用)選考基準表

○計算方法と入所(利用)決定

- ・保護者それぞれについて基礎点数を求めて、それを合算し、家庭毎の補正点数を加減算したものを当該児童の点数とし、その点数の高い順に入所(利用)の決定を行います。(同点となった場合は「優先項目」により判断します。)

【基礎点数】⇒保護者が児童を保育することが困難な理由ごとに、保育の必要性を点数化したもの。
保護者それぞれにいずれかの点数がつきます。

基礎点数】			保護者それぞれにいくつかの点数がつかえます。		点 数		
基準	就労等の形態		父 および 母 の 状 況		父	母	
ア・イ	就 労		月20日以上かつ1日8時間以上		10	10	
			月20日以上かつ1日6時間以上8時間未満		8	8	
			月15日以上かつ1日6時間以上		6	6	
			月15日以上かつ1日4時間以上6時間未満		5	5	
			上記以外で月60時間以上		4	4	
	就労先内定		就労証明書の提出有り		※上記に準じる		
			内定を証明する書類の提出有り		4	4	
求 職 中		ひとり親家庭で証明書類の提出有り（職業訓練中を含む）		10	10		
		ひとり親家庭以外で証明書類の提出有り（職業訓練中を含む）		3	3		
		その他		2	2		
ウ	妊 娠 ・ 出 産		出産月を除く2か月前から出産月を除く6か月後まで		—	4	
エ	育 休 (在園児のみ適用)		育児休業取得時に、姉・兄が既に保育を利用している場合		4	4	
オ	疾病 又は 障害	入 院 等	日常保育は不可能		10	10	
			日常保育の軽減が必要（週4～5日程度）		6	6	
			日常保育の軽減が必要（週1～3日程度）		3	3	
		心身の 障害		障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級有り		10	10
				障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級有り		6	6
カ	親族の 看護 又は 介護	看 護	自宅・病院等での全介助を要する		10	10	
			自宅での部分的な介助を要する		6	6	
			通院等で付き添いが必要である		3	3	
		介 護		身体障害者手帳1・2級、療育手帳A保有者、要介護認定3～5の介護等		10	10
				身体障害者手帳3級、療育手帳B1保有者、要介護認定2の介護等		6	6
キ・ク	そ の 他	災 害	災害・緊急事態等で児童の保育が出来ない場合		10	10	
			就 学	月120時間以上の就学（職業訓練中を含む）		6	6
			月120時間未満の就学（職業訓練中を含む）		4	4	
		不存在	死亡・行方不明・拘禁・離婚・別居・未婚等		8	8	
		その他	特別な支援を要する児童がいる場合（特別な支援を要する家庭を含む）		10	10	
	その他明らかに児童の保育が出来ないと認める場合		10	10			

【補正点数】⇒基礎点数以外での家庭の状況等を点数化したもの。該当する項目がある場合、点数がつきます。

項 目	補 正 事 項	点 数
家庭の状況	特別な支援を要する児童・家庭、ひとり親家庭	+4
	生活保護世帯	+2
	求職中の内、生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(ひとり親家庭は除く)	+2
	両親のいずれかが単身赴任中である	+1
同居の 祖父母あり	保育可能な65歳未満の祖父母がいる場合(一人につき)	-2
	保育可能な65歳以上75歳未満の祖父母がいる場合(一人につき)	-1
兄弟姉妹	家庭で保育している場合(一人につき)	-2
	兄弟姉妹が既に認可保育施設に在籍している場合	+4
	兄弟姉妹が認可保育施設を新規に申込み場合	+2
	認可保育施設に在籍する教育認定で施設等利用給付認定を有する児童の兄弟姉妹が認可保育施設を申し込む場合	+4
	市内の低年齢児(0～2歳児)までの認可保育施設の卒園児(保育所継続利用の場合)の兄弟姉妹が認可保育施設を新規に申込み場合	+4
その他	希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる	-20
	その他、市長が特に認める場合	+4
	特別な事情無く利用者負担額を滞納している場合	-15
	正当な理由無く同一年度内の入所決定を辞退した場合	-15
	市内の教育・保育施設、認可外保育施設等で就労している、または、就労する予定の「保育士等」	+4
	市内認可保育施設で就労している、または、就労する予定の「保育士等」以外の者	+1

【同点数時の優先項目】⇒優先判断事項。同じ点数の場合、以下の項目順に優先度を判断します。

優先順位		優先度 高い↑	優先度 低い↓
①	特別な支援を要する児童・家庭、ひとり親家庭	有	無
②	希望先順位	高	低
③	兄弟姉妹が既に同一の認可保育施設に在籍(教育認定で施設等利用給付認定を有する児童を含む)	有	無
④	基礎点数の高い児童	高	低
⑤	市外の保育施設や一時保育・認可外保育施設を利用し、既に就労を開始している	有	無
⑥	就労時間の融通性(時間拘束の度合い等)	有	無
⑦	児童の保育を支援できる親族等の有・無	無	有
⑧	入所待機の期間	長	短

(備考)

(保育士等の優先について)

- ・「保育士等」とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師等を指します。
- ・市内認可保育施設の保育士等の配置状況に鑑み、当面の間、父母のいずれかが市内認可保育施設で就労している、または就労予定の保育士等で、「保育士就労に関する誓約書」を提出した場合のみ、新規申込時に限り最優先で入所調整を行います。(広域利用者含む)

(市内の低年齢児までの認可保育施設の卒園児の優先について)

- ・市内の低年齢児(0～2歳児)までの認可保育施設の卒園児(保育所継続利用の場合)は、保育所継続児と同様にするため、上記の市内認可保育施設勤務の保育士等の調整後に、卒園児の入所調整を行います。その後、一般の入所申込み者の入所調整を行います。

(その他)

- ・入所(利用)申込における点数の判定は、入所(利用)希望月を基準とします。
- ・兄弟姉妹にかかる補正点数が複数該当する場合は、いずれか高い方を加点します。(3子以上同時申込の場合を除く)
- ・「特別な支援を要する児童」とは、処遇委員会で加配が必要と認められる場合のことを指します。
- ・「特別な支援を要する家庭」とは、児童虐待・DV等、緊急に児童の生命・安全を守る必要があると客観的に認められる場合や社会的養護が必要な場合として里親委託が行われている場合を指します。
- ・入所(利用)選考にあたって、前頁の計算方法で優先順位の決定が困難な場合は、その他保育を必要とする事由を総合的に判断し、優先順位を決定します。
- ・点数が高い場合であっても、申請者数や施設の状況等により希望された認可保育施設を利用できないことがあります。
- ・「保育可能な祖父母」とは、原則健康で不就労である場合のことを指します。
- ・「特別な支援を要する児童」または「特別な支援を要する家庭」に該当する場合、兄弟姉妹を家庭で保育している場合の減点は適用しません。
- ・「正当な理由無く同一年度内の入所決定を辞退した場合」の「正当な理由」とは、急きょ入所(園)予定の児童が長期入院することになった等、やむを得ない場合のことを指します。
- ・草津市民の入所調整後、施設に空きがあれば他市町村からの広域入所(利用)申請者の入所調整を行います。(市内に就労する「保育士等」および市内認可保育施設で勤務する「保育士等」以外の者を除く。)

申込児童Aさんの場合

父：就労 フルタイム(21日/月、8H/日) ⇒ 基礎点数 10点

母：就労 フルタイム(20日/月、7H/日) ⇒ 基礎点数 8点

兄：市内認可保育施設Bに在籍 ⇒ 補正点数 4点

Aさんの合計点数 $10 + 8 + 4 = 22$ 点

申込児童Bさんの場合

父：就労 フルタイム(18日/月、8H/日) ⇒ 基礎点数 8点

母：妊娠中 ⇒ 基礎点数 4点

祖父：同居(67歳、健康、不就労) ⇒ 補正点数 -1点

Bさんの合計点数 $8 + 4 - 1 = 11$ 点

父の
基礎点数

+

母の
基礎点数

+

家庭状況等の
補正点数

||

合計点数